

別添1 ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について（平成12年12月26日付け基発第768号の2） 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>別添1 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</p> <p>別紙 換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 測定方法</p> <p>(1) 空気中の粉じん濃度の測定 空気中の粉じん濃度の測定は、相対濃度指示方法によることとし、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 測定機器は、光散乱方式によるものとし、<u>粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者により1年以内ごとに1回、定期的に校正されたものを使用すること。</u></p> <p>ロ 光散乱方式による測定機器による質量濃度変換係数は、当該測定機器の種類に応じ、次の表にそれぞれ掲げる数値とすること。</p> <p>なお、次の表に掲げる測定機器以外の機器については、併行測定の実施あるいは過去に得られたデータの活用等により当該粉じんに対する質量濃度変換係数をあらかじめ定め、その数値を使用すること。</p>	<p>別添1 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</p> <p>別紙 換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 測定方法</p> <p>(1) 空気中の粉じん濃度の測定 空気中の粉じん濃度の測定は、相対濃度指示方法によることとし、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 測定機器は、光散乱方式によるものとし、<u>作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第2条第3項第1号の労働省労働基準局長が指定する者によって1年以内ごとに1回、定期的に校正されたものを使用すること。</u></p> <p>ロ 光散乱方式による測定機器による質量濃度変換係数は、当該測定機器の種類に応じ、次の表にそれぞれ掲げる数値とすること。</p> <p>なお、次の表に掲げる測定機器以外の機器については、併行測定の実施あるいは過去に得られたデータの活用等により当該粉じんに対する質量濃度変換係数をあらかじめ定め、その数値を使用すること。</p>

測定機器	質量濃度変換係数
LD-2	2 $\frac{(\text{mg}/\text{m}^3)}{(\text{mg}/\text{m}^3)}$
P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04 $\frac{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}$
LD-1L、LD-5D	0.02 $\frac{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}$
P-5H、P-5H2、P-5H3	0.004 $\frac{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}$
3423、3442	0.003 $\frac{(\text{mg}/\text{m}^3)}{(\text{mg}/\text{m}^3)}$
LD-1H、LD-1H2、LD-3K、 LD-3K2、LD-5、LD-5R	0.002 $\frac{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}$

ハ (略)
(2)～(4) (略)

測定機器	質量濃度変換係数 $\frac{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}{(\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm})}$
LD-2	2
3451	0.6
P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04
LD-1L、3411、LD-5D	0.02
P-5H、P-5H2、P-5H3	0.004
3423、3442	0.003
LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2、LD-5	0.002

ハ (略)
(2)～(4) (略)